

認可外保育施設に係る施設等利用費（請求）は インターネットからも申請できます

認可外保育施設等の入園に際し、認可外保育施設に係る施設等利用費の請求手続きをご希望の場合は、パソコンやスマートフォンからも手続きができます。

請求手続きには、事前に施設から発行された「特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収証」が必要です。

対象施設

請求が可能な施設は、「認可外保育施設の指導監督基準を満たす証明書」が発行されており、市による確認を受けた認可外保育施設のうち、代理請求施設以外（※）の施設に通所しているかたです。請求期間に市から施設等利用給付認定（新2号もしくは新3号）を受けている必要があります。

（※）詳しくは別紙「認可外保育施設の保育料を補助します」をご確認ください。

必要書類

本人確認書類の写し（マイナンバーカード、運転免許証、在留カード等）

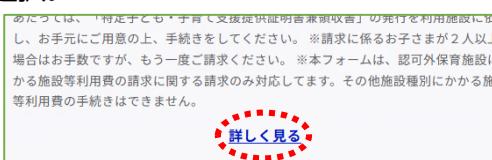
※ 提出書類は写真等画像ファイル、またはPDFファイルでの提出になります。

ご利用方法

①マイナポータル内の「ぴったりサービス」サイト画面で自治体設定を「東京都昭島市」と選択し、Qさがすから「こども」で検索。



②「検索結果」から「昭島市認可外保育施設利用支援補助金の請求について」を選択。



③「申請する」を選択。



※画面は、パソコン版サイトのものです。スマートフォン版サイトでは、画面の内容が若干異なります。

QRコード

スマートフォンやタブレットの読み取りアプリから右のQRコードを読み取ってください。

施設等利用費（認可外保育施設）の請求について



注意：申請には、インターネット通信を使用します。通信料等は申請者様の負担となります。

お問い合わせ 昭島市 子ども家庭部 子ども育成支援課 給付助成係（042-544-4317）